

所得税と市民税・県民税所得控除の相違点 ※ 太枠内は人的控除です。

所得から差し引られる金額

所得税

市民税・県民税

生命保険料控除

一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料それぞれの支払額から次の計算式により別々に求めた控除の合計額

旧契約（平成23年12月31日以前の契約）

支払保険料	控除額
25,000円以下	全額
25,001円～50,000円	支払保険料×1/2+12,500円
50,001円～100,000円	支払保険料×1/4+25,000円
100,001円以上	50,000円

※介護医療保険料は「新契約」です。

新契約（平成24年1月1日以降の契約）

支払保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,001円～40,000円	支払保険料×1/2+10,000円
40,001円～80,000円	支払保険料×1/4+20,000円
80,001円以上	40,000円

新契約のみ、又は旧契約と新契約の両方について、控除の適用を受ける場合の適用限度額は40,000円です。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は、適用限度額は50,000円です。生命保険料控除の合計適用限度額は120,000円です。

地震保険料控除

◇ 地震保険料

支払保険料	控除額
50,000円以下	全額
50,000円超	50,000円

◇ 旧長期損害保険料

支払保険料	控除額
10,000円以下	全額
10,001円～20,000円	支払保険料×1/2+5,000円
20,000円超	15,000円

地震保険料と旧長期損害保険料があれば合計で最高50,000円

障害者控除

一般の障害者

270,000円

特別障害者

400,000円

同居特別障害者

750,000円

寡婦・ひとり親

270,000円

ひとり親

350,000円

勤労学生控除

270,000円

配偶者控除

一般の控除対象配偶者

最高額

380,000円

老人控除対象配偶者

最高額

480,000円

配偶者特別控除

最高額

380,000円

扶養控除

一般の扶養親族

380,000円

特定扶養親族

630,000円

同居老親等以外の者

480,000円

同居老親等

580,000円

基礎控除

最高額

480,000円

市民税・県民税

一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料それぞれの支払額から次の計算式により別々に求めた控除の合計額

旧契約（平成23年12月31日以前の契約）

支払保険料	控除額
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

新契約（平成24年1月1日以降の契約）

支払保険料	控除額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

新契約のみ、又は旧契約と新契約の両方について、控除の適用を受ける場合の適用限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は、適用限度額は35,000円です。生命保険料控除の合計適用限度額は70,000円です。

地震保険料控除

◇ 地震保険料

支払保険料	控除額
50,000円以下	支払保険料×1/2
50,000円超	25,000円

◇ 旧長期損害保険料

支払保険料	控除額
5,000円以下	全額
5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
15,000円超	10,000円

地震保険料と旧長期損害保険料があれば合計で最高25,000円

障害者控除

一般の障害者

260,000円

特別障害者

300,000円

同居特別障害者

530,000円

寡婦・ひとり親

260,000円

ひとり親

300,000円

配偶者控除

一般の控除対象配偶者

最高額

330,000円

老人控除対象配偶者

最高額

380,000円

配偶者特別控除

最高額

330,000円

扶養控除

一般の扶養親族

330,000円

特定扶養親族

450,000円

同居老親等以外の者

380,000円

同居老親等

450,000円

基礎控除

最高額

430,000円

※ 市民税・県民税における一般の控除対象配偶者・老人控除対象配偶者の控除額については中面㊦を、基礎控除額については中面㊧をご覧ください。

調整控除

税源移譲によって、個々の納税者の負担が変わらないよう、所得税と市民税・県民税の人的控除の差に基づく負担増を調整する措置
※ 配偶者特別控除については、一部調整控除の対象とならない場合があります。
※ 合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者は、適用外となります。

◇ 合計課税所得金額 ≤ 200 万円の場合
〔「合計課税所得金額」と「所得税との人的控除差の合計額」〕×〔市民税 3%〕
のいずれか少ない方の金額

◇ 合計課税所得金額 > 200 万円の場合
〔「合計課税所得金額」と「所得税との人的控除差の合計額」
－（合計課税所得金額－200 万円）〕×〔市民税 3%〕
※ 5万円以下は5万円

所得金額調整控除

平成30年度税制改正における給与所得控除の上限額の引き下げや所得控除から基礎控除への控除額の振替による負担増を調整する措置
(1) 子育て世帯等に対する所得金額調整控除

前年の給与等の収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者で、以下のいずれかに該当する場合、給与所得金額から控除されます。
・本人が特別障害者に該当する場合
・年齢が23歳未満の扶養親族がいる場合
・特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族がいる場合
◇ 計算方法◇
〔給与等収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円〕×10%

問い合わせ：〒257－8501 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市役所 市民税課 市民税担当 電話 0463－82－5130（直通） Email siminzei@city.hadano.kanagawa.jp

令和7年度 市民税・県民税申告書の手引き

この手引きは、市民税・県民税の各種控除や所得の内容等について説明しています。

- ★ 令和7年度市民税・県民税申告書を提出する必要があるかどうか不明な方は、別紙「フローチャート」で確認しよう あなたは申告が必要？不要？？」で確認してください。
- ★ 申告書の書き方は、別紙「令和7年度市民税・県民税申告書の書き方」を御覧ください。



市民税・県民税の計算の仕方

〔※ 総所得金額等〕－〔控除合計額（所得から差し引かれる金額）〕＝課税総所得金額（千円未満切り捨て）

〔市民税税率〕×〔調整控除〕－〔税額控除〕＝市民税所得割額
〔市民税税率〕×〔調整控除〕－〔税額控除〕＝県民税所得割額

〔市民税所得割額〕＋〔市民税均等割額〕＝市民税税額
〔県民税所得割額〕＋〔県民税均等割額〕＝県民税税額

〔市民税税額〕＋〔県民税税額〕＋〔森林環境税〕＝年税額（納付税額）

※ 総所得金額等…所得の種類ごとに収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計（給与及び公的年金等収入は中面の計算式により所得金額を算出）

市民税・県民税が課税されない人

- 【所得割、均等割及び森林環境税がかからない人】
- 令和7年度市民税・県民税申告書及び手引きは令和7年1月1日現在の法令に基づいています。
- 生活保護法による生活扶助を受けている人
 - 税法上の障害者、未成年者（平成19年1月3日以降に生まれた方で婚姻事実がない方）又は寡婦・ひとり親のいずれかに該当し、前年分の合計所得金額が135万円以下の人
 - 前年分の合計所得金額が次の金額以下の人：扶養親族がいない場合…45万円
扶養親族がいる場合…35万円×（本人+扶養親族の人数※）+31万円
- 【所得割がかからない人】
- 所得控除の合計金額が総所得金額等を上まわる人
 - 前年分の総所得金額等が次の金額以下の人：扶養親族がいない場合…45万円
扶養親族がいる場合…35万円×（本人+扶養親族の人数※）+42万円
※扶養親族には、同一生計配偶者を含みます。

税率表

1. 所得割

市民税	県民税
6.0%	4.025%

2. 均等割

市民税	県民税
3,000円	1,300円

3. 森林環境税

年 額
1,000円

7. 居住用財産の長期譲渡所得（軽課）

課税長期譲渡所得	市 民 税		県 民 税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
6,000万円以下	2.4%	0円	1.6%	0円
6,000万円を超える	3.0%	360,000円	2.0%	240,000円

4. 分離短期譲渡所得

区分	市民税	県民税
一般	5.4%	3.6%
軽減	3.0%	2.0%

5. 分離長期譲渡所得（一般）

市 民 税	県 民 税
3.0%	2.0%

8. 株式等の譲渡所得

市 民 税	県 民 税
3.0%	2.0%

9. 先物取引に係る所得

市 民 税	県 民 税
3.0%	2.0%

6. 優良住宅造成等の長期譲渡所得（特定）

課税長期譲渡所得	市 民 税		県 民 税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
2,000万円以下	2.4%	0円	1.6%	0円
2,000万円を超える	3.0%	120,000円	2.0%	80,000円

10. 分離課税を選択したときの上場株式等に係る配当所得

市 民 税	県 民 税
3.0%	2.0%

※県民税率には超過課税率0.020%が含まれます。

※県民税には超過課税300円が含まれます。

【市民税・県民税の各種控除や所得の内容等について】

各種控除や所得の内容等については、このページで確認してください。

☆ 申告書表面の項目記号 **(A～F)** に沿って説明しています。

(A) 控除対象(同一生計)配偶者・扶養親族(令和6年12月31日時点)

配偶者・扶養控除

- 配偶者及びその他の親族で、次のいずれにも該当する場合に受けられる控除です。
- 令和6年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている
 - 前年分の合計所得金額が48万円以下である
 - 他の者の税法上の控除対象(同一生計)配偶者や扶養親族になっていない
 - 青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でない

控除対象者の合計所得金額		一般の控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
900万円以下		33万円		33万円	
同生計配偶者	900万円超	950万円以下		22万円	
	950万円超	1,000万円以下		11万円	
	1,000万円超			0万円	

区 分		控除額	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	33万円	
	特定扶養親族(平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方)	45万円	
	老人扶養親族	45万円	
	(昭和30年1月1日以前に生まれた方)	同居老親等以外	
	年少扶養親族(平成21年1月2日以後に生まれた方)	0万円	

※ 同一生計配偶者とは、生計を一にする配偶者のうち合計所得金額が48万円以下の方が該当します。
※ 障害者に該当する場合は、障害の程度等により控除額が決まります。控除額については、**③**の障害者控除の説明を御覧ください。

配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が48万円を超えるため配偶者控除を受けられない場合でも、次のいずれにも該当する場合、配偶者の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの前年分の合計所得金額が1,000万円以下である
 - 配偶者が次のいずれにも該当する
- ① あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年分の合計所得金額が48万円を超え133万円以下である
 - ② 青・白色事業専従者でない
 - ④ 配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けていない

控除対象者の合計所得金額		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	48万円超	100万円以下		33万円		22万円	
	100万円超	105万円以下		31万円		21万円	
	105万円超	110万円以下		26万円		18万円	
	110万円超	115万円以下		21万円		14万円	
	115万円超	120万円以下		16万円		11万円	
	120万円超	125万円以下		11万円		8万円	
	125万円超	130万円以下		6万円		4万円	
	130万円超	133万円以下		3万円		2万円	
	133万円超			0万円		0万円	

(B) 本人該当欄(令和6年12月31日時点)

寡婦・ひとり親控除 あなたが寡婦又はひとり親である場合に受けられる控除です。

区 分(要件等)		控 除 額	
寡 婦	① 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などで、前年分の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、前年分の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族のある方	26万円	
	② 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などで、前年分の合計所得金額が500万円以下の方(扶養親族がいなくても該当)	30万円	
ひとり親	婚姻歴の有無や性別に関わらず、前年分の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、前年分の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※)を有する単身者の方	30万円	

※ 寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるなどの事実上婚姻関係にある場合は、対象外となります。
※ 生計を一にする子のうち、他の者の税法上の控除対象(同一生計)配偶者や扶養親族になっている方は除きます。

障害者控除

障害者に該当する場合に受けられる控除です。

区 分		控 除 額	
あなたが障害者の場合		同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合	
一 般 の 障 害 者		26万円	
特 別 障 害 者		30万円	
同居特別障害者		53万円	

勤労学生控除(証明書等の提示又は写しの添付)

あなたが、大学・高校・専修学校などの学生・生徒で、令和6年中の給与所得などの勤労による所得を含む合計所得金額が75万円以下で、かつ勤労によらない所得の合計が10万円以下の場合に受けられる控除額は26万円です。

(C) 前年中収入がなかった人の記入欄

収入がなかった方が記入する欄です。

※ 遺族年金や障害年金、雇用保険の失業給付金、定額減税補足給付金等は非課税所得のため、収入には含まれません。

(D) 前年中収入があった人の記入欄(源泉徴収票等を添付)

給 与 給料・賃金及び賞与などの所得です。特定支出控除がある方は市民税課にお問い合わせください。

(参考) 給与所得の計算方法(記入された収入金額をもとに市民税課で所得を計算します)

収入金額(円)	所得金額(円)
551,000未満	0
551,000以上 1,619,000未満	収入金額 - 550,000
1,619,000 * 1,620,000 *	1,069,000
1,620,000 * 1,622,000 *	1,070,000
1,622,000 * 1,624,000 *	1,072,000
1,624,000 * 1,628,000 *	1,074,000
1,628,000 * 1,800,000 *	※収入金額×60% + 100,000
1,800,000 * 3,600,000 *	※ * ×70% - 80,000
3,600,000 * 6,600,000 *	※ * ×80% - 440,000
6,600,000 * 8,500,000 *	☆ * ×90% - 1,100,000
8,500,000以上	収入金額 - 1,950,000

※給与等の収入金額が850万円を超える方で子育て世帯等の場合は、所得金額調整控除が受けられる場合があります。詳細は裏面の「所得金額調整控除」を御覧ください。

事業(営業等)

販売・飲食・製造・修理・サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得及び医師・弁護士・外交員・集金人・作家・画家などの事業(農業を除く)による所得です。申告書裏面に収支計算書があります。

事業(農業)

農産物の生産、果樹の栽培又は農家が兼営する家畜類の飼育・酪農品の生産などによる所得です。申告書裏面に収支計算書があります。

不動産

地代・家賃・アパートの貸付などによる所得です。申告書裏面に収支計算書があります。

利 子

公社債や預金の利子、公社債投資信託の分配などによる所得です。
※ 一般的に利子所得は源泉分離課税のため申告不要ですが、国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

配 当

株式等の法人から受ける剰余金の配当や、投資信託等の収益の分配などの所得です。

雑(公的年金等)

国民年金・厚生年金・企業年金・共済年金・恩給などの所得です。
※ 個人年金は雑(その他)所得になります。

(参考) 公的年金等に係る雑所得の計算方法(記入された収入金額をもとに市民税課で所得を計算します)

➤ **65歳未満の方(昭和35年1月2日以後に生まれた方)**

収入金額(円)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計額(円)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万未満	収入金額 - 600,000	収入金額 - 500,000	収入金額 - 400,000
130万以上 410万未満	収入金額×75% - 275,000	収入金額×75% - 175,000	収入金額×75% - 75,000
410万 * 770万 *	* ×85% - 685,000	* ×85% - 585,000	* ×85% - 485,000
770万 * 1,000万 *	* ×95% - 1,455,000	* ×95% - 1,355,000	* ×95% - 1,255,000
1,000万以上	収入金額 - 1,955,000	収入金額 - 1,855,000	収入金額 - 1,755,000

➤ **65歳以上の方(昭和35年1月1日以前に生まれた方)**

収入金額(円)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計額(円)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万未満	収入金額 - 1,100,000	収入金額 - 1,000,000	収入金額 - 900,000
330万以上 410万未満	収入金額×75% - 275,000	収入金額×75% - 175,000	収入金額×75% - 75,000
410万 * 770万 *	* ×85% - 685,000	* ×85% - 585,000	* ×85% - 485,000
770万 * 1,000万 *	* ×95% - 1,455,000	* ×95% - 1,355,000	* ×95% - 1,255,000
1,000万以上	収入金額 - 1,955,000	収入金額 - 1,855,000	収入金額 - 1,755,000

※給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合は、所得金額調整控除を受けられる場合があります。詳細は裏面の「所得金額調整控除」を御覧ください。

雑(業務・その他)

作家以外の方の原稿料や印税・講演料・非営業の貸付金利子、生命保険契約に基づく年金(個人年金)などによる所得です。

一 時

払込者本人が受ける満期生命保険金や賞金、懸賞金品、競輪・競馬の払戻金などによる一時的な所得です。

総合譲渡

機械、貴金属などの譲渡で、分離課税の対象とならない資産を譲渡したことによる所得です。

(E) 所得・税額から差し引かれる内容

雑 損(損害証明書、警察への届出証明書等添付)

- 令和6年中にあなたや生計を一にする配偶者及びその他の親族(総所得金額等が48万円以下)の住宅や家財などについて、災害や盗難などによる損失又は災害に関する支出があるときの控除です。
- ※ 申告書裏面の※1で計算した結果を記入してください。
 - ※ 控除額は、「差引損失額 - 総所得金額等×10%」と「差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円」のいずれか多い方の金額です。

医療費(医療費控除の明細書又は医療費通知の添付)

- 令和6年中にあなたや生計を一にする配偶者及びその他の親族のために支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除です。
- ※ 保険金等で補てんされた金額は控除の対象外です。
 - ※ 控除額は、記入していただいた「イ〜ウ」を基に10万円又は総所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額を市民税課で差し引いて算出します。(控除限度額200万円)
 - ※ 令和3年度から、領収書では申告できなくなりました。

《セルフメディケーション税制とは》
令和6年中のマイイッチOTC医薬品(対象となる製品については厚生労働省のホームページで御確認ください)の購入金額が1万2千円を超える場合、その超える部分の金額を総所得等から控除できる税制(控除上限8万8千円)のことをいいます。なお、従来からの医療費控除と両方を併用することはできず、選択適用となります。

社会保険料(国民年金は証明書添付)

- 令和6年中にあなたや生計を一にする配偶者及びその他の親族のために支払った国民健康保険、国民年金、健康保険、後期高齢者医療保険、厚生年金、雇用保険、介護保険などの控除です。
- ※ 介護保険料などの社会保険料が、配偶者及びその他の親族の公的年金等から差し引かれている場合は、その社会保険料は、実際に公的年金等から差し引かれている本人しか申告することができません。

小規模企業共済等掛金(証明書添付)

令和6年中に支払った心身障害者扶養共済掛金や第一種共済掛金等がある場合は全額が控除されます。

生命保険料(証明書添付)

- 令和6年中にあなたや生計を一にする配偶者及びその他の親族のために支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料(保険契約による配当金は除く)がある場合の控除です。支払った金額を記入していただきますが、控除額については、外面「所得税と市民税・県民税所得控除の相違点」を御覧ください。
- ※ 平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等で、年間保険料が9千円以下のものは証明書の添付は不要です。

地震保険料(証明書添付)

- 令和6年中にあなたや生計を一にする配偶者及びその他の親族のために支払った地震保険料並びに旧長期損害保険料がある場合の控除です。支払った金額を記入していただきますが、控除額については、外面「所得税と市民税・県民税所得控除の相違点」を御覧ください。
- ※ 旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結した保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金等のあるものをいいます。
 - ※ 同一の契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方の適用を受けることはできません。

寄附金(証明書添付)

- 令和6年中に支払った地方公共団体への特例控除対象寄附金、住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部、神奈川県条例・秦野市条例で指定されている団体に対する寄附金の合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には以下の計算によって控除されます。
- ※ 住民税に政党等寄附金特別控除の制度はありません(所得税のみ該当)。

◆ 税額控除額の計算方法

- ① 基本控除(寄附金の合計額 - 2千円)×10%
- ② 特例控除(特例控除対象の地方公共団体に対して寄附した場合)
(地方公共団体に対する寄附金 - 2千円)×(90% - 所得税の境界税率※1,021(復興特別所得税分))
- ③ ① + ② = 市民税・県民税の税額控除額
- ④ ②の額は調整控除適用後の市民税・県民税所得割額の20%が限度となります。
- ※ 境界税率: 原則は総合課税分の所得税率となります(一部の方は異なることがあります)。
- ※ ふさと納税ワンストップ特例の申告特例控除の計算方法については省略してあります。詳しく知りたい方は市民税課までお問い合わせください。

基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超	2,450万円以下
2,450万円超	2,500万円以下
2,500万円超	15万円
	0円

(F) 給与所得及び公的年金等(65歳以上)に係る雑所得以外の住民税徴収方法

住民税が特別徴収(給与天引き)される方で、給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外に所得のある方が、その所得にかかる住民税の徴収方法を選択する欄です。チェックがない場合は給与天引きになります。